



会報 No. 390 令和5年 1月24日

【発行所】一般社団法人 荏原青色申告会

〒142-0054

品川区西中延1-2-4

電話 (3783) 3494

FAX (3786) 4955

【発行責任者】会長 櫻井 英夫



このような状況のなか、本会は、青色申告会の目的である、「税務経理の指導」「行政への要望発言」「税制改正に対する要望陳情」を念頭に置き、会員の皆様の事業の継続のため、これまで以上に情報の収集を行い、的確な判断材料の提供に力を注ぐ所存でございます。

現在もたいへん厳しい状況が続いておりますが、このような時にこそ、会員の皆様と共に力を合わせ、希望をもってこの難局を乗り越えていきたいと考えております。

さて、新型コロナウイルスの影響が長引く中、原油価格等の高騰、急激な円安が生活物資の価格や光熱費等の上昇を招き、会員の皆様の事業活動や生活に大きな影響を及ぼしております。

また、規模を縮小しての開催となっておりますが、来年以降、通常開催ができるよう鋭意努力してまいります。

新年明けましておめでとうございます。令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。



平素より、会員の皆様には本会の運営に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。



新年のあいさつ

一般社団法人 荏原青色申告会 会長 櫻井 英夫

特に、本年10月にスタートする消費税のインボイス制度は、今まで消費税の申告をしていなかった方にも影響を及ぼす可能性が有りますので、引き続き研修会や個別サポートを行いながら会員の皆様に周知していきたいと考えております。

また、会員数は、コロナ禍の厳しい状況にも関わらず3年連続で純増となりました。これも一重に皆様方の温かいお力添えの賜物と感謝しております。

そして、今年度も来場者への検温やマスク着用をお願いし、出来る限り感染防止に努めてまいりますので、会員の皆様方におかれましては、いつも増して本会の運営にご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

近年は青色申告特別控除65万円を受けるため、e-Taxでの申告を希望する方が年々増加しています。本会では、東京税理士会荏原支部の先生方のご協力を頂きながら、希望する全ての方がe-Taxで申告できるよう努めてまいります。

謹賀新年

旧年中は格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も倍旧のご支援の程よろしくお願い申し上げます。

会長	櫻井 英夫
副会長	小竹 勝一
副会長	伊藤 昭
副会長	鎌田 成
副会長	伏木 智
会計	宮川 博

役員一同 志論百男一勝夫

確定申告期の予約はお済みですか？

確定申告期の指導は「完全予約制」にて実施しております。

指導希望日をお知らせ頂いた方におきましては、指導日時を記載した「**確定申告期指導予約確認票(ハガキ)**を発送しておりますので、希望日を連絡したにもかかわらず確認票が届いていない方は事務局までご連絡下さい。

また、希望日をご連絡されていない方で確定申告期に青色申告会をご利用される方は、お電話にて**必ず希望日のご連絡をお願い致します。**



都税だより

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります(所得税が課税されず個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

詳細は、HPまたは下記問合せ先へ
問：主税局課税部課税指導課 03-5388-2969
※具体的な税額等に関する問合せはお住まいの区市町村へ

税務署長より青色コーナーの協力要請状を頂きました

本会は、荏原税務署長より、確定申告期に署の申告書作成会場に設置される「青色コーナー」への協力要請状を頂きました。

「青色コーナー」は、来訪者に青色申告制度の内容を理解して頂いた上で、申請書の作成や記帳・決算のサポートを行うところです。

今年度も、本会の役職員一体となって青色申告の普及・拡大に取り組んで参る所存でございます。



会報配布時期についてのお願い

確定申告相談業務のピークとなる2月は会報の作成及び配布が困難となりますので、2月の会報配布はお休みさせて頂き、3月に2月配布分も含めて配布させて頂きたく存じます。

従って、**次回の会報は3月に配布となります**ので、ご迷惑をお掛け致しますが何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。



健康診断で適度な運動をとの指摘をされました。しかしなかなか時間をとって運動するというのは難しいもので、一日一万歩歩けば良いかなと思つたのですが、スマホアプリで歩数を見るとなかなか一日一万歩とはいきません。そこで通勤帰りのバス利用時に停留所を4つ前に降りて歩いてみることにしました。時間という30分くらいでしょうか？歩いた後歩数を見てみると目標の一万歩を超えていました。ただ、仕事帰りで毎日続くのがやり出すと結構苦も無く続くのです。好きな音楽を聴きながら歩くと気分が良くなったり今までバスで通過していた道を実際歩いてみると普段気にしていなかった地蔵に気が付いたり、サギが飛んでいたりと結構色々気が付くことがあります。何となく体の調子も良くなっているような気がします。革靴の底の減りが早そうなのは少々気になります。がしばらく続けてみようかなと思っております。

編集後記

新年のごあいさつ

荏原税務署長 竹之下 誠



一般社団法人荏原青色申告会の皆様、新年あけましておめでとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和五年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。櫻井会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、永年にわたり申告納税制度の根幹である「青色申告の普及・育成」、「記帳指導」及び「税知識の普及」などの活動に熱心に取り組んでいただき御礼申し上げます。また、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解と多大な御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

昨年は、一昨年と異なり、新型コロナウイルス対応につきまして、社会活動を維持しながら感染拡大に対応するという、前向きな一年でもありました。このような社会環境の変化の中にあつて、貴会におかれましては、感染防止対策を講じながら、会員の皆様に対する記帳指導会の開催や確定申告期サポートなど、会活動に熱心に取り組んでいただきました。青色申告制度の普及・育成と申告納税制度の健全な発展への御尽力に対しまして深く敬意を表し、心から感謝申し上げます。

さて、間もなく令和四年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告の時期を迎えます。毎年、申告書作成会場内に設置する「青色コーナー」の運営に御協力いただいておりますことを感謝申し上げますとともに、本年も御協力をよろしくお願い申し上げます。

申告書作成会場では、基本的な感染拡大防止策を徹底した上で、いわゆる三密状態とならないよう昨年に引き続き入場整理券方式を実施することとしています。

会員の皆様におかれましては、感染リスクを軽減するため、また、青色申告特別控除65万円を維持するためにも、パソコン・スマートフォンを利用したe-Taxの更なる利用促進に、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、本年十月からインボイス制度が導入されますが、会員の皆様には制度の理解を深めていただいた上で、御事業の実態に応じた対応や準備をお願いいたします。

結びに当たり、一般社団法人荏原青色申告会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

中学生の「税についての作文」

◆荏原納税貯蓄組合連合会の協力を得て中学生の税に対する作文を掲載致します◆

品川区立荏原第一中学校 九学年

松浦 夢彩 さん

「人間と消費税」

私はまだ中学生ですが税金を払っています。それは、消費税です。三パーセントから始まり今では十パーセントまで引き上がりました。そのため、百円均一で買い物しても支払う料金は百十円となります。これを「いくらなんでも高すぎだ」という人もいれば、「八パーセントの時よりキリが良く払いやすくなった」という人もおり意見はそれぞれです。

そんな、消費税が上がるたびに人々は同じような動きをします。私もその一人です。消費税が十パーセントに引き上がることになったのは、私が六年生の時のことでした。まだスマートフォンを持っていなかった私は「こぞとばかりに母に交渉しました。『消費税が上がる前に買いに行こう』と。その結果、今まで一度も買うそぶりさえ見せなかった母に「買ってあげる」と言われました。消費税の上がる前日、九月三十日に私はスマートフォンを買いに行きました。ですが、行ってみると今までに見たことないくらい人がいました。その時、子供ながらに「皆考えることは同じ」と思ったことを今でも覚えています。その日ショップに午

後四時に行った私が購入することができた時間は午後八時でした。消費税以外でも税金がもたらす人間への影響は凄く大きなものだと思います。二パーセント引き上がるということで沢山の人が動くのです。外食、物資、何気ないものでもその額が大きければ大きいほど消費税がしめる割合も大きくなります。たかが二パーセント、されど二パーセントなのです。消費税以外にも多くの税金があります。最近では、成人が十八歳に引き下げられました。私が消費税以外の税金を払わなければいけないときが刻一刻と近づいているということなんです。様々な税金を人々から徴収しているにも関わらず、国の借金が増え続けている日本の政治は一度やり方を見直すべきだと思います。ここまで、色々な意見を言いました。が総じて私は消費税を悪いものだとは思っていません。むしろ、小さい頃から税に関して学べることも沢山あると思うので良い制度だと思います。ですが、消費税を上げ続けることには反対です。増税前に駆け込んで沢山の物を買うなどといった人間の心理を乱用しているように感じるからです。税金は人を助けることもあれば、人の負担にもなることがあると思います。消費税がたくさんの人を助ける材料になればそれが一番うれしいと思います。消費税が有効的に使われることを祈って

います。

品川区立戸越台中学校 九学年

藤本 七花 さん

「宝物」

世界の税金にはどのような特徴があるのかを調べてみた。スウェーデンの税金について調べて分かったことが三つある。第一に消費税率だ。スウェーデンでは消費税が二十五パーセントもある。私は、これだけ消費税が高いと国民が生活できるの不安に思った。しかし、この国では対象とするものによって税率が異なってくる。例えば、食料品は十二パーセント、新聞には六パーセントの軽減税率になっている。

さらに、衣料品はゼロ税率だ。第二に社会保障サービスや教育がとても充実しているのはこの高い消費税率のおかげということだ。学費・医療費・子供手当・傷病手当などが税金で賄われている。学費は、小学校から大学まで無料となっている。そのため、進学率が六十七パーセントと日本の五十パーセントよりも高くなっている。医療費は、十八歳未満と八十五歳以上は原則無料、また、妊娠健診や出産費用も無料となっている。二〇二〇年の合計特殊出生率は一・六十六人と欧米の中では高い結果となっている。子ども手当は、子ども一人に対して月に千二百五十カローナ。日本円で約一万六

千二百円が支給される。傷病手当は、通常の給与の八十パーセントが一定期間支給される。このように、スウェーデンでは教育・医療・福祉など、人々の生活の質を向上させるために重要なものに使われていることがわかった。第三に税金は国民が選挙を通じて決められたものだということだ。スウェーデンは世界の中でも選挙投票率が高いことで知られている。前回の国政選挙では投票率が八十七・二パーセントだった。過去二十五年間で、八十パーセントを下回ったことは一度もないそうだ。この結果により、国民一人一人が税金の使い方を決めているのは自分達だという意識がしっかりあるのだと思っただ。スウェーデンの税金について調べて印象に残ったことは、国民が税金に対して賛成的なことだ。自分達が納めた税金が自分達の為に使われ、人の役に立っていると肌で感じる事ができる環境だからだと思う。日本は、消費税が十パーセントに上がったとき、税金を納めることに疑問だという声がニュースでたくさん報道されていた。これは、自分が納めた税金の使い道が分からず、税を身近に感じられていないからだと思う。国はもっと税金の使い道を示し、国民は関心を持つべきだと思う。スウェーデン語で税金は、skattという。skattには宝物という意味もあるそうだ。日本も税金が、豊かな生活を保障してくれる宝のような存在になってほしい。

荏原税務署からのお知らせ

- 申告書はご自分で書いて提出はお早めに
税務署での令和4年分の申告書の提出並びに納期限は
 - ・所得税及び復興特別所得税……………3月15日(水)迄
 - ・贈与税……………3月15日(水)迄
 - ・個人事業者の消費税及び地方消費税…3月31日(金)迄

マイナンバーについて

申告手続などにはマイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。
※本人確認書類とは

- ①マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードのみ
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方
通知カード+身元確認書類(運転免許証等)

- 納税には、振替納税をご利用ください。

令和4年分の確定申告分の振替納税日は、

所得税及び復興特別所得税	4月24日(月)	個人事業者の消費税及び地方消費税	4月27日(木)
--------------	----------	------------------	----------

です。

令和4年分の確定申告期間中の **2月19日(日)・2月26日(日)**に限り、「品川税務署」において、所得税等の確定申告書作成のアドバイス・申告書の受付・申告書用紙の配布を行います。(提出された申告書等は荏原税務署へ送付します。)

- ◎上記の2日間は、**●荏原税務署庁舎では執務を行っておりません**のでご注意願います。また、電話での相談も行っておりません。
- 国税の領収は行っておりません。国税の納付は、振替納税をご利用いただくか、平日に最寄りの金融機関で、**納期限(所得税及び復興特別所得税と贈与税は3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(金))**までに行ってください。
- 荏原税務署での申告書作成のアドバイスなどは、平日のみ行っております。

- 申告と納税はe-Tax (イータックス) をご利用ください。
自宅等からインターネットを利用して申告や納税ができる便利なシステムです。
※振替納税やe-Taxをご利用いただくためには、事前の手続きが必要です。

